

令和元年(2019年)12月1日から、運転中にスマートフォン(スマホ)や携帯電話で通話したり、画面を見たり、操作する「ながらスマホ」に対する罰則が厳しくなっています。

## ★携帯電話やカーナビを使い「ながら」の運転は 道路交通法違反です！

そして、相手にけがを負わせた場合は  
重過失傷害罪に問われることも…。



では、**飲食・喫煙行為が運転行為の妨げになる**と判断された場合には？

→道路交通法第70条に規定されている「安全運転義務違反」に問われる可能性があります。ハンドル操作が確実に行えないと判断されてしまえば安全運転義務違反に該当してしまうのです。例えば、「タバコを使用するために両手をハンドルから放す行為」は運転中には慎むべき行為といえそうですね。

例えば、**時速60kmで2秒間走行したら車は34mも移動**してしまいます。たった数秒ですが、直線道路であっても急な飛び出しや状況変化が発生する可能性はゼロではありません。

## ところで「2秒間見つめる対象」がスマホならアウト、タバコならOKってなぜなの？

“2秒間見つめる対象”が「カーナビやスマホだからNG」「おにぎりやタバコならOK」というのは少々おかしい法律のように感じますね。

罰則対象ではありませんが、飲食も喫煙も運転中に行うべき行為ではないはずです。

昼休憩もとれず、運転しながら食事をとっているドライバーの方も、よく目にします。

運転以外の行為をするのであれば、車を停車させて安全な場所で行うことが、事故の防止につながります。

一人一人のドライバーが、少しずつでもながら行為に対して、「今はやめよう」と思うことが、事故を減らすことにつながるのではないのでしょうか。

自転車運転する場合や歩行中も場合も同様です。

## ★自転車や歩行者も、「ながらスマホ」にご注意を！

運転するときは運転に集中する、皆さんも**「ながら運転」**について考えてみませんか？